

「家庭内における高齢者虐待に関するアンケート調査」の概要

平成16年10月26日
福島県保健福祉部高齢保健福祉グループ

調査の概要

1 目的

高齢者虐待のうち、家庭内で発生する虐待の現状、要因、関係機関の対応状況等を把握し、今後の高齢者虐待防止のための対策立案の参考とする。

2 調査対象機関

- (1) 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所介護事業所
(調査票を各事業所に郵送し、ファックスで回答)
- (2) 民生委員 (民生児童委員協議会に調査票を郵送し、会長又は虐待ケースに関与している民生委員に記載願い、郵送で回答)

3 調査内容

過去1年間(平成15年7月から平成16年6月まで)における高齢者虐待の状況の調査
別紙、調査票及び記入要領のとおりである。

4 回収の状況

調査対象機関	調査票送付数	回収数	回収率
在宅介護支援センター	198	153	77.3%
居宅介護支援事業所	434	219	50.5%
訪問介護事業所	343	208	60.6%
訪問看護事業所	106	81	76.4%
通所介護事業所	232	154	66.4%
計	1,313	815	62.1%
民生委員	233	221	

なお、居宅介護支援事業所の回収数が少なくなっているのは、在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所を併設している事業者にあっては、両者の立場を併せて在宅介護支援センターとして回答願ったためであり、居宅介護支援事業所だけの回収率は約80%である。

また、民生委員の調査票送付数は民生児童委員協議会数を表示している。

調査の結果

平成15年7月から平成16年6月までにおいて虐待を受けた高齢者として報告のあったのは、667件であった。ただし、同じケースについて複数の機関が関与している場合が相当数あることに留意する必要がある。

以下1から5までにおいては、原則としてこの667件を対象として数値を算出している。

1 虐待を受けている高齢者の状況

(1) 年齢、性別

後期高齢者が82.6%、前期高齢者が16.6%となっている。うち最も多いのが「80歳～84歳」の29.8%であり、90歳以上も14.7%となっている。

性別は、男性16.9%、女性82.0%であった。

区分	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～
件数	52	59	130	199	124	83	15
割合%	7.8	8.8	19.5	29.8	18.6	12.4	2.2

(2) 要介護度、痴呆の有無

「要支援～要介護5」が87.3%と大部分を占める。うち「要介護3」が18.1%と最も多い。一方、「自立(認定非該当)」4.0%、「介護認定未申請(申請すれば認定受けられる)」3.6%、「介護認定未申請(元気高齢者)」3.3%であった。

また、「痴呆あり」が72.6%(うち重度が28.0%、軽度が44.5%)、「痴呆なし」が25.3%となっている。

区分	自立(認定非該当)	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中	未申請(認定受けられる)	未申請(元気高齢者)
件数	27	37	114	98	121	112	100	5	24	22
割合%	4.0	5.5	17.1	14.7	18.1	16.8	15.0	0.7	3.6	3.3

(3) 虐待の種類(複数回答)

「身体的虐待」が最も多く52.2%、次いで「心理的虐待」が48.3%であった。

区分	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	介護・世話の放棄・放任
件数	348	322	6	128	259
割合%	52.2	48.3	0.9	19.2	38.8

(4) サービス利用の状況

「介護保険サービスを利用している」が82.9%ある一方、介護保険サービスを含む保健福祉サービスを「利用していない」も13.3%あった。

区分	介護保険サービスを利用している									介護保険以外の保健福祉サービスを利用している	利用していない	
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ	短期入所介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	その他			
件数	553	268	52	133	312	89	116	60	141	9	49	89
割合%	82.9	40.2	7.8	19.9	46.8	13.3	17.4	9.0	21.1	1.3	7.3	13.3

(5) 同居、別居の状況

区分	件数	割合%
配偶者のみと同居	88	13.2
息子家族と同居	275	41.2
娘家族と同居	76	11.4
独身の子供と同居	123	18.4
独居	24	3.6

(6) 主たる家族介護者の状況

(対象数 691件)									
区分	配偶者 (夫)	配偶者 (妻)	息子	娘	娘の配偶者 (婿)	息子の配偶者 (嫁)	その他	いない	介護不要
件数	89	59	167	78	10	170	37	26	47
割合%	12.9	8.5	24.2	11.3	1.4	24.6	5.4	3.8	6.8

(7) 虐待の深刻度

最も深刻な時点における高齢者本人の状態は、「生命に関わる危険な状態」9.3%、「心身の健康に悪影響がある状態」53.5%、「高齢者本人の希望や意思が無視・軽視されている状態」31.9%であった。

2 虐待者の状況

(1) 高齢者本人との続柄、年齢、性別

虐待者の高齢者本人との続柄は、息子が34.8%と最も多く、息子の配偶者(嫁)22.9%、夫11.3%、娘10.7%、妻6.5%の順に多い。虐待者が複数いるとの回答もあった。

性別は、男性52.6%、女性47.4%であった。

年齢は、「おおむね40歳～64歳」が60.3%と最も多く、「おおむね65歳～」が29.8%、「～おおむね39歳」が9.1%であった。

(対象数 728件)									
区分	配偶者 (夫)	配偶者 (妻)	息子	娘	娘の配偶者 (婿)	息子の配偶者 (嫁)	兄弟 姉妹	孫	その他
件数	82	47	253	78	23	167	16	32	25
割合%	11.3	6.5	34.8	10.7	3.2	22.9	2.2	4.4	3.4

(2) 高齢者本人との同居、別居の状況

区分	件数	割合%
高齢者本人と同居	586	87.9
二世帯住宅、同一敷地内別棟	35	5.2
近隣別居(同一市町村内)	29	4.3
遠隔地別居	13	1.9

(3) 介護への取組み状況

「主たる介護者として介護を行っていた」が50.7%であった。

区分	件数	割合%
主たる介護者として介護を行っていた(行っている)	338	50.7
補助的に介護を行っていた(行っている)	96	14.4
介護に関与していた(している)	32	4.8
介護に関与していない	118	17.7
高齢者本人に介護は不要	57	8.5

3 高齢者虐待を知った経緯

高齢者虐待を知った経緯については、「当該事業所職員、民生委員による気づき」が最も多く37.0%、次いで「高齢者本人からの相談・申告」が16.5%、「他事業所からの連絡」が14.2%の順となっている。

区分	件数	割合%
当該事業所職員、民生委員による気づき	247	37.0
高齢者本人からの相談・申告	110	16.5
他事業所からの連絡	95	14.2
高齢者本人の家族、親族からの相談・申告	50	7.5
虐待者からの相談・申告	27	4.0
住民からの連絡	19	2.8
医療機関からの連絡	12	1.8

4 虐待事例の発生要因と考えられること（複数回答、3つ以内）

この虐待事例の発生した要因について尋ねたところ、「高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係」が最も多く31.8%、次いで「虐待者の性格や人格」29.2%、「高齢者本人の痴呆による言動の混乱」26.1%の順となっている。

区分	件数	割合%
高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係	212	31.8
虐待者の性格や人格	195	29.2
高齢者本人の痴呆による言動の混乱	174	26.1
高齢者本人の性格や人格	126	18.9
高齢者本人の身体的自立度の低さ（痴呆、排泄介助の困難さ以外）	106	15.9
経済的困窮	102	15.3
虐待者の介護疲れ	95	14.2
配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	81	12.1
高齢者本人の排泄介助の困難さ	61	9.1
虐待者の知識や情報の不足	56	8.4
経済的利害関係（財産、相続）	45	6.7
虐待者のアルコール依存	42	6.3
虐待者の精神障害（アルコール依存を除く）	38	5.7
虐待者のギャンブル依存	17	2.5
虐待者の「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	17	2.5

5 虐待への対応状況

虐待に対する対応状況については、「現在、改善に向けて取り組んでいる」が最も多く42.6%、次いで「問題にしている虐待行為が見られなくなった」が24.1%、「現在のところ改善に向けた取組みは行われていない」が20.4%となっている。「虐待行為継続のまま本人死亡」との回答も5.7%あった。

(1)「現在、改善に向けて取り組んでいる」の取組内容（複数回答）

(対象数 284件)		
区分	件数	割合%
関係機関の連携による訪問、見守り等の強化	136	47.9
在宅で介護保険サービスを利用（利用増を含む）	125	44.0
虐待者への援助、ケアの充実	76	26.8
特養、老健、グループホーム等の施設への入所	56	19.7
病院に入院	19	6.7
在宅で介護保険以外の保健福祉サービスを利用（利用増を含む）	13	4.6

(2)「問題にしている虐待行為が見られなくなった」の解決要因（複数回答）

(対象数 161件)		
区分	件数	割合%
特養、老健、グループホーム等の施設への入所	72	44.7
病院に入院	33	20.5
関係機関の連携による訪問、見守り等の強化	31	19.3
在宅で介護保険サービスを利用（利用増を含む）	28	17.4
虐待者への援助、ケアの充実	14	8.7

(3)「現在のところ改善に向けた取組みは行われていない」の理由（複数回答）

(対象数 136件)		
区分	件数	割合%
虐待者が介入を拒む	56	41.2
誰がどのようにかかわればよいか分からぬ	45	33.1
高齢者本人が介入を拒む	31	22.8
虐待に対応できる専門スタッフがいない	25	18.4
その他の家族が介入を拒む	20	14.7
関係機関との連携が難しい	12	8.8

6 高齢者虐待への対応に当たり必要と思う制度、仕組み（複数回答、3つ以内）

各機関において高齢者虐待に対応していくに当たり、どのような制度や仕組みがあればよいと思うか尋ねたところ、「相談窓口の整備」が56.5%と最も多く、次いで「対応マニュアルの整備」の38.3%、「事業所相互の情報共有」の37.3%、「高齢者虐待に関する法制度の整備」の34.9%の順であった。

(対象数 1,036件)		
区分	件数	割合%
相談窓口の整備	585	56.5
対応マニュアルの整備	397	38.3
事業所相互の情報共有	386	37.3
高齢者虐待に関する法制度の整備	362	34.9
住民に対する教育・啓発	266	25.7
事業所の職員に対する教育・啓発の機会の充実	196	18.9
地域福祉権利擁護事業の充実	179	17.3
警察・司法機関との連携、介入	174	16.8

全国調査との比較

今回の県調査と、(財)医療経済研究・社会保険福祉協会が平成15年度に行った全国調査(このうち主に担当ケアマネジャーの回答ケース1,991件を分析したもの)を比較すると次のような傾向がある。

1 虐待を受けている高齢者の状況

県調査は、性別では女性の割合がやや高く(男女の割合は、県調査16.9%、82.0%、全国調査23.6%、76.2%)年齢では「75歳~84歳」の割合が高い(県調査49.3%、全国調査43.3%)。

虐待の種類では、県調査が、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」の順に多いのに対し、全国調査は、「心理的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「身体的虐待」の順である。

要介護度、痴呆の有無、虐待の深刻度に関しては、ほぼ同様の傾向である。

2 虐待者の状況

県調査は、高齢者本人との続柄は、息子(県調査34.8%)、息子の配偶者(嫁)(県調査22.9%)、夫(県調査11.3%)の割合にはあまり違いは見られないが、娘の割合が低い(県調査10.7%、全国調査16.3%)。

虐待者の年齢、性別(男女の割合は、県調査52.6%、47.4%)、同居・別居の状況に関しては、ほぼ同様の傾向である。

介護への取組状況では、「主たる介護者として介護を行っていた」の割合が低い(県調査50.7%、全国調査60.6%)が、調査票の選択肢の違いによるものとも考えられる。

3 高齢者虐待を知った経緯

ほぼ同様の傾向である。

4 虐待事例の発生要因と考えられること

両調査とも上位にあげられているものは同様であるが、「経済的困窮」(県調査6位、全国調査9位)、「介護者の疲れ」(県調査7位、全国調査4位)については、やや異なった傾向を示している。

5 虐待への対応状況

県調査は、「問題にしている虐待行為が見られなくなった」がやや多く、「現在、改善に向けて取り組んでいる」がやや少ない。

(注 他事業所に対するものも内容は同じ)

調査票 A

家庭内における高齢者虐待に関するアンケート調査票(基幹型在介センター用)

平成 16 年 8 月 福島県

貴事業所名	(併設居宅介護支援事業所名)		
(種別)	1 基幹型在宅介護支援センター 2 地域型在宅介護支援センター 3 居宅介護支援事業所 4 訪問介護事業所 5 訪問看護事業所 6 通所介護事業所		
事業所所在市町村名		御記入者名	
電話番号		F A X 番号	

(注)在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所を併設している事業所にあっては、両者の立場を併せて在宅介護支援センターとしてお答えください。この場合、「貴事業所名」のかっこ内に居宅介護支援事業所名を記入してください。

問1 貴事業所の過去1年間(平成15年7月から平成16年6月まで)の利用者又は相談者で、別紙記入要領の調査対象者の範囲に当てはまる人はいましたか。当てはまる番号のいずれかにをつけ、「1いた」の場合はその実人数を()内に記入してください。

1いた(人)	2 いない
---------	-------

問2 貴事業所において高齢者虐待に対応していくに当たり、どのような制度や仕組みがあればよいと思いますか。重要なと思うもの3つ以内にをつけしてください。

- | |
|---|
| 1 相談窓口の整備
2 事業所相互の情報共有
3 事業所の職員に対する教育・啓発の機会の充実
4 住民に対する教育・啓発
5 対応マニュアルの整備
6 地域福祉権利擁護事業の充実
7 高齢者虐待に関する法制度の整備(虐待の定義、通報制度、罰則等)
8 警察・司法機関との連携、介入
9 その他() |
|---|

問3 高齢者虐待の実態や対応についての御意見がありましたら御自由に御記入ください。(別紙も可)

--

問1で「2 いない」とお答えいただいた事業所の方は、以上で質問は終了です。送付文を付けず本票のみF A X(024-521-7985)により県庁高齢保健福祉グループまで送付願います。

御協力ありがとうございました。

(ここからは問1で高齢者虐待に当てはまる人が「1 いた」とお答えいただいた事業所の方に質問します。虐待を受けている高齢者1人ごとにお答えください。複数ある場合はこの用紙をコピーしてお使いください。また、No.欄に番号を記入してください。)

問4 貴事業所が高齢者虐待を知った経緯は何ですか。

- | | | |
|---------------------------------|-----------------|---------------|
| 1 貴事業所の職員による気づき | 2 高齢者本人からの相談・申告 | 3 虐待者からの相談・申告 |
| 4 高齢者本人の家族、親族からの相談・申告 | 5 住民からの連絡 | 6 民生委員からの連絡 |
| 7 医療機関からの連絡 | 8 行政機関からの連絡 | |
| 9 他事業所(在宅介護支援センター、介護保険事業所)からの連絡 | | |
| 10 その他() | | |

問5 虐待を受けている高齢者本人の状況についてお答えください。

(1) 高齢者本人の年齢

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 65歳~69歳 | 2 70歳~74歳 | 3 75歳~79歳 | 4 80歳~84歳 |
| 5 85歳~89歳 | 6 90歳~94歳 | 7 95歳~ | |

(2) 高齢者本人の性別

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

(3) 高齢者本人の要介護度

- | | | | | |
|---------------------------------|--------|--------|---------------------|--------|
| 1 自立(認定非該当) | 2 要支援 | 3 要介護1 | 4 要介護2 | 5 要介護3 |
| 6 要介護4 | 7 要介護5 | 8 申請中 | 9 未申請(申請すれば認定受けられる) | |
| 10 未申請(申請しても認定受けられない、いわゆる元気高齢者) | | | 11 分からない | |

(4) 高齢者本人の痴呆の状況

- | | | | |
|--------|------------|------------|---------|
| 1 痴呆なし | 2 痴呆あり(軽度) | 3 痴呆あり(重度) | 4 分からない |
|--------|------------|------------|---------|

(5) 虐待の種類(複数回答)

- | | | |
|---------------|--------------------|--------------|
| 1 身体的虐待を受けている | 2 心理的虐待を受けている | 3 性的虐待を受けている |
| 4 経済的虐待を受けている | 5 介護・世話を放棄・放任されている | |

(6) サービス利用の状況(複数回答。かっこ付きの番号にも をつけてください。)

- | | |
|---|-------------------|
| 1 介護保険サービスを利用している (1)訪問介護 (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 | |
| (4)通所介護 (5)通所リハビリ (6)短期入所生活介護 (7)短期入所療養介護 | |
| (8)福祉用具貸与 (9)その他() | |
| 2 介護保険以外の保健福祉サービスを利用している | 3 利用していない 4 分からない |

(7) 同居、別居の状況

- | | | | |
|------------|-----------|----------|------------|
| 1 配偶者のみと同居 | 2 息子家族と同居 | 3 娘家族と同居 | 4 独身の子供と同居 |
| 5 独居 | 6 その他() | 7 分からない | |

(8) 主たる家族介護者の状況

- | | | | | |
|-------------|----------------|----------------|-----|------------|
| 1 配偶者(夫) | 2 配偶者(妻) | 3 息子 | 4 娘 | 5 娘の配偶者(婿) |
| 6 息子の配偶者(嫁) | 7 その他() | 8 介護は必要であるがいない | | |
| 9 分からない | 10 高齢者本人に介護は不要 | | | |

(9) 最も深刻な時点における高齢者本人の状態

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1 生命に関わる危険な状態 | 2 心身の健康に悪影響がある状態 |
| 3 高齢者本人の希望や意思が無視・軽視されている状態 | 4 分からない |

問6 高齢者を虐待していると思われる人(以下「虐待者」という。)の状況についてお答えください。

(1) 高齢者本人との続柄

- | | | | | |
|-------------|----------|------|----------|------------|
| 1 配偶者(夫) | 2 配偶者(妻) | 3 息子 | 4 娘 | 5 娘の配偶者(婿) |
| 6 息子の配偶者(嫁) | 7 兄弟姉妹 | 8 孫 | 9 その他() | |
| 10 分からない | | | | |

(2) 虐待者の年齢

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| 1 ~おおむね39歳 | 2 おおむね40歳~64歳 | 3 おおむね65歳~ |
|------------|---------------|------------|

(3) 虐待者の性別

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

(4) 高齢者本人との同居・別居の状況

- | | | |
|------------|-----------------|----------------|
| 1 高齢者本人と同居 | 2 二世帯住宅、同一敷地内別棟 | 3 近隣別居(同一市町村内) |
| 4 遠隔地別居 | 5 分からない | |

(5) 介護への取組み状況

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1 主たる介護者として介護を行っていた(行っている) | |
| 2 補助的に介護を行っていた(行っている) | 3 介護に関与していた(している) |
| 4 介護に関与していない | 5 高齢者本人に介護は不要 |
| | 6 分からない |

問7 この虐待事例の発生した要因は何だと思いますか。要因と思われるものを3つ以内選んでください。

(複数回答)

- | | | |
|---|------------------------|---------------|
| 1 高齢者本人の痴呆による言動の混乱 | 2 高齢者本人の排泄介助の困難さ | |
| 3 高齢者本人のその他の身体的自立度の低さ | 4 高齢者本人の性格や人格 | |
| 5 高齢者本人が外部サービスの利用に抵抗感がある | | |
| 6 高齢者本人が介護を家族がするのは当然と思っている | | |
| 7 虐待者の身体障害 | 8 虐待者の知的障害 | 9 虐待者のアルコール依存 |
| 10 虐待者の精神障害(アルコール依存を除く) | 11 虐待者の上記以外の疾病 | |
| 12 虐待者のギャンブル依存 | 13 虐待者の性格や人格 | 14 虐待者の介護疲れ |
| 15 虐待者の知識や情報の不足 | 16 虐待者の外部サービス利用への抵抗感 | |
| 17 虐待者の「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー | | |
| 18 介護ニーズに不適合なケアマネジメント | 19 高齢者本人と虐待者のこれまでの人間関係 | |
| 20 配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力 | 21 経済的困窮 | |
| 22 経済的利害関係(財産、相続) | 23 その他 | 24 分からない |

問8 虐待に対する対応状況についてお答えください。

(1) 虐待の現在の状況

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1 問題にしている虐待行為が見られなくなった | 2 現在、改善に向けて取り組んでいる |
| 3 現在のところ改善に向けた取組みは行われていない | 4 虐待行為継続のまま本人死亡 |
| 5 分からない | |

(2) 上記(1)で「1」の場合、虐待解決の要因は何だと思いますか。(複数回答)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1 特養、老健、グループホーム等の施設への入所 | 2 在宅で介護保険サービスを利用(利用増を含む) |
| 3 在宅で介護保険以外の保健福祉サービスを利用(利用増を含む) | 4 病院に入院 |
| 5 地域福祉権利擁護事業又は成年後見制度の利用 | |
| 6 関係機関の連携による訪問、見守り等の強化 | 7 虐待者への援助、ケアの充実 |
| 8 その他() | 9 分からない |

(3) 上記(1)で「2」の場合、取組み中の取組内容は何ですか。(複数回答)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1 特養、老健、グループホーム等の施設への入所 | 2 在宅で介護保険サービスを利用(利用増を含む) |
| 3 在宅で介護保険以外の保健福祉サービスを利用(利用増を含む) | 4 病院に入院 |
| 5 地域福祉権利擁護事業又は成年後見制度の利用 | |
| 6 関係機関の連携による訪問、見守り等の強化 | 7 虐待者への援助、ケアの充実 |
| 8 その他() | 9 分からない |

(4) 上記(1)で「3」の場合、取組みが行われていない理由は何だと思いますか。(複数回答)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 誰がどのようにかかわればよいか分からぬ | 2 関係機関との連携が難しい |
| 3 虐待に対応できる専門スタッフがいない | 4 高齢者本人が介入を拒む |
| 5 虐待者が介入を拒む | 6 その他の家族が介入を拒む |
| 7 その他() | |

以上で質問は終了です。送付文を付けずFAX(024-521-7985)により県庁高齢保健福祉グループまで送付願います。御協力ありがとうございました。

「家庭内における高齢者虐待に関するアンケート調査票」記入要領

1 本調査の対象

(1) 調査対象者選定に当たっての留意事項

本調査は家庭内における家族、親族等による「高齢者虐待」の過去1年間の実態を把握することを目的としています。

家庭内における家族、親族等によるものを対象としますので、次のようなものは対象外です。

- ・特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護保険事業所、医療機関等においてその職員が行うもの
- ・訪問介護員等が介護サービスに関連して行うもの
- ・訪問販売員等が行う詐欺行為

高齢者は要介護(要支援)高齢者に限りません。65歳以上の方すべてが対象です。また、責事業所がサービス提供の中で何らかの直接的な関与をした方とし、地域ケア会議などの場で伝聞したのみの方は除いてください。

「虐待」の範囲は下の「(2)調査対象者の範囲」によってください。善意や励まして行っている行為でもこれに該当すれば調査の対象になります。また、虐待者が意図的に行っているか、高齢者本人が虐待と自覚しているかどうかは問いません。

虐待行為が既に見られなくなっている場合でも、平成15年7月から平成16年6月までに行われたものは調査対象となります。

(2) 調査対象者の範囲

家庭内において、家族、親族等から次のような虐待と考えられる行為を受けた65歳以上の方としま

す。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みなどを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる・怒鳴る、ののしる、悪口を言う・侮辱を込めて、子どものように扱う・高齢者が話し掛けているのを意図的に無視する 等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する・キス、性器への接触、セックスを強要する 等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の自宅等を本人に無断で売却する・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない等

2 具体的記入方法

(1) この調査票は、基幹型在宅介護支援センター、地域型在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所介護事業所の6種類の事業所に送付しています。調査票にはその区分が分かるようにしてありますが、それぞれの事業所の立場でお答えください。特に、同一法人で複数の種類の事業所を運営されている場合には、「貴事業所」とは、併設事業所を除く貴事業所のみのことを指しますので御注意願います。

なお、在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所を併設している事業者にあっては、両者の立場を併せて在宅介護支援センターとしてお答えください。この場合、居宅介護支援事業所分の調査票は適宜処分してください。

(2) 判断できない場合、「分からない」を選択していただいて結構ですが、主観に基づいてできるだけ他の選択肢を選んでいただくようお願いします。

3 回答期限

お忙しいところ誠に恐縮ですが、8月23日(月)までに県庁高齢保健福祉グループ

FAX 024-521-7985 あて送付してください。

問合せ先 県庁高齢保健福祉グループ 電話 024-521-7163

FAX 024-521-7985

担当 菊地